

環 境 経 営 レ ポ ー ト

令和 5 年 度 版

(活動期間：2023年10月～2024年9月)

令和 6年10月31日作成

リサイクルファクトリー株式会社

<http://www.r-fact.com/>

目

次

I. 組織の概要	1
II. 事業内容（対象範囲）	2
III. 環境経営方針	1 2
IV. 環境経営目標	1 3
V. 環境経営計画	1 4
VI. 環境目標の実績	1 5
VII. 環境経営計画の取組結果の評価	1 6
VIII. 次期環境経営計画	1 7
IX. 環境関連法規等の順守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無	1 8
X. 代表者による全体の評価と見直し	1 9
XI. その他	1 9

I. 組織の概要

1. 組織名等

組織名：リサイクルファクトリー株式会社
代表者：代表取締役 本村 信人
千歳本社事業所所在地：北海道千歳市中央690-1
長沼事業所所在地：北海道夕張郡長沼町字幌内1720-6
北広島事業所所在地：北海道北広島市西の里901-1
恵庭事業所所在地：北海道恵庭市盤尻44

2. 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先

環境管理責任者：山崎 祐介
連絡先：電 話 0123-29-2030
FAX 0123-29-2031
e-mail yamazaki@r-fact.com

3. 法人設立年月日

平成17年12月27日

4. 資本金

5,000万円

5. 事業の規模

活 動 規 模		単 位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
取扱い 産業廃棄物	運搬量	t	7,658	7,732	8,115
	処理量	t	32,268	28,815	30,730
売 上 高		百万円	698	681	746
従 業 員 数		人	30	29	32
事 業 敷 地 面 積		m ²	350,800	350,800	350,800
事 務 所 床 面 積		m ²	501.96	501.96	501.96
作 業 場 床 面 積		m ²	797.81	797.81	797.81

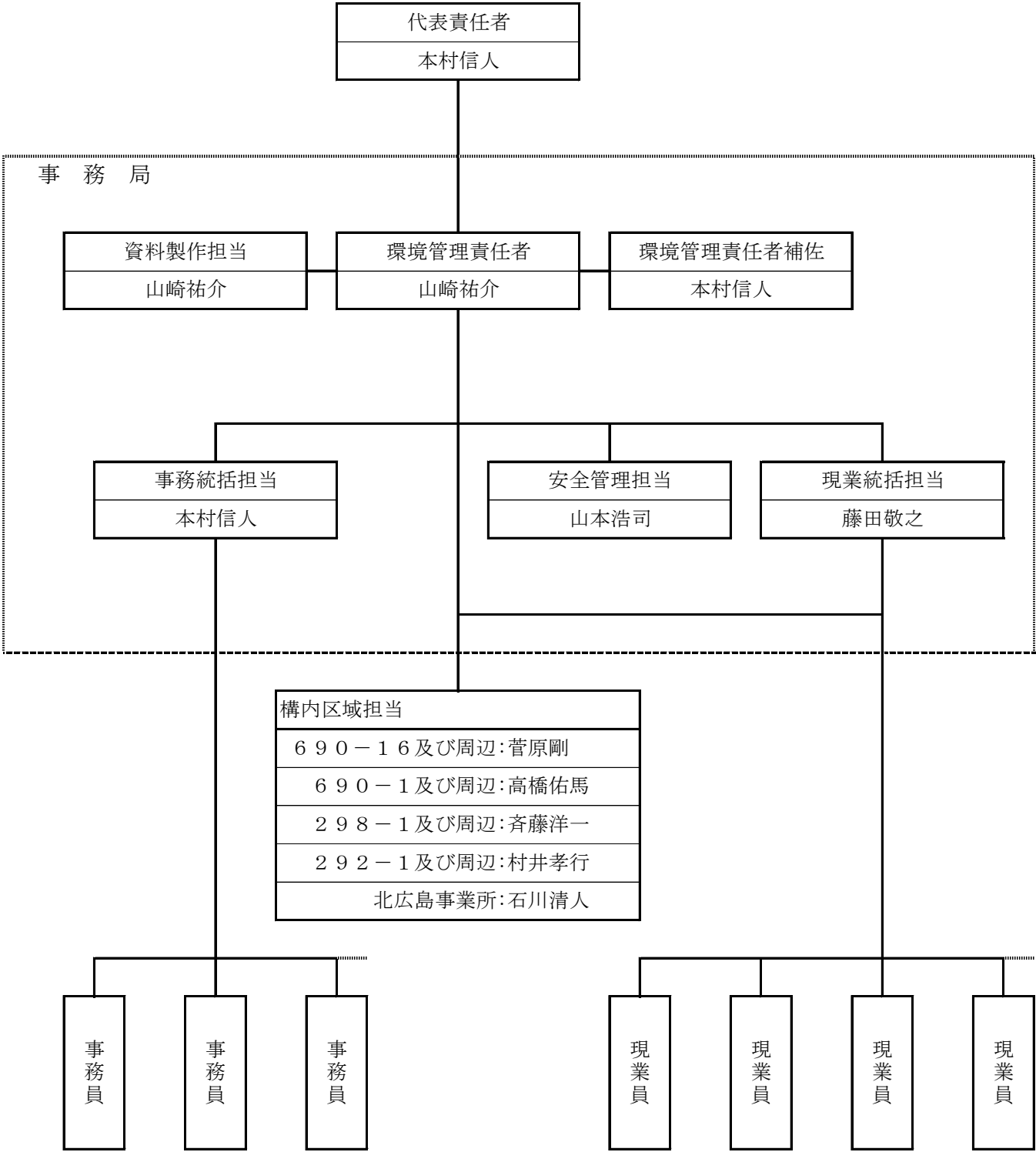
6. レポートの対象期間及び発行日

対象期間：令和 5年10月 1日～令和 6年 9月30日
発行日：令和 6年10月31日

II. 事業内容（対象範囲）

産業廃棄物・一般廃棄物の収集運搬及び中間処理・再生品販売

1. 組織体制



※ 令和 6 年 10 月 31 日 現在

2. 許可の内容（事業計画の概要、処理業の許可証内容）

- ・廃棄物を出来るだけ有効活用するという方針に則り、最も効率的な中間処理を行い、再資源化を図る。資源化されたものは、売却または自社利用し、再生不可能な残渣は外部の最終処分場や焼却施設に処分委託する。
- ・許可証の内容

産業廃棄物収集運搬業（北海道）

許可番号：第00100130643号

許可年月日：令和 4年 2月16日

許可の有効期限：令和10年12月26日

許可対象産業廃棄物：燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む） 鉱さい がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）動物のふん尿 動物の死体 ばいじん

産業廃棄物処分業（北海道）

許可番号：第00120130643号

許可年月日：令和 4年 5月14日

許可の有効期限：令和10年12月26日

許可対象産業廃棄物：破碎（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。）、
圧縮（廃プラスチック類、紙くず。）、
破碎・分離（紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード。）、
中和（廃酸、廃アルカリ。）、
肥料の製造（動植物性残さ、汚泥（有機汚泥に限る。）、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る。）、燃え殻（木炭・活性炭・草木灰に限る。）、紙くず。）、
飼料の製造（動植物性残さ、汚泥（有機汚泥に限る。）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る。）、燃え殻（木炭・活性炭・草木灰に限る。）。）、
選別（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類。）、
造粒固化（汚泥（無機汚泥に限る。））、
破碎・溶融（廃プラスチック類（発泡スチロールに限る。））、
ペレットの製造（破碎・溶融・造粒（廃プラスチック類。））、
油水分離（廃油。）。

産業廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：第05120130643号

許可年月日：令和 5年 11月 22日

許可の有効期限：令和 10年 11月 5日

許可対象産業廃棄物：木くず（抜根、伐木に限る）

一般廃棄物処分業（札幌市）

許可番号：札幌一廃許可第18号

許可年月日：平成 25年 12月 5日

許可の有効期限：令和 7年 12月 5日

許可対象一般廃棄物：木くず（風倒木等）

一般廃棄物処理業（千歳市／処分）

許可番号：千歳市許可第39号

許可年月日：令和 5年 2月 14日

許可の有効期限：令和 7年 2月 28日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（千歳市／収集・運搬）

許可番号：千歳市許可第38号

許可年月日：令和 5年 2月 14日

許可の有効期限：令和 7年 2月 28日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第202号

許可年月日：令和 6年 4月 1日

許可の有効期限：令和 8年 3月 31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（南空知公衆衛生組合）

許可番号：第519号

許可年月日：令和 6年 4月 1日

許可の有効期限：令和 8年 3月 31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（恵庭市／処分業）

許可番号：第17号

許可年月日：令和 6年 1月 10日

許可の有効期限：令和 8年 1月 19日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処理業（恵庭市／収集運搬業）

許可番号：第1号

許可年月日：令和 5年 6月 30日

許可の有効期限：令和 7年 6月 30日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（安平・厚真行政事務組合）

許可番号：安厚組第17号指令

許可年月日：令和 5年 4月 1日

許可の有効期限：令和 7年 3月 31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物収集運搬業（安平・厚真行政事務組合）

許可番号：安厚組第16号指令

許可年月日：令和 5年 4月 1日

許可の有効期限：令和 7年 3月 31日

許可対象一般廃棄物：事業系一般廃棄物

一般廃棄物処分業（北広島市）

許可番号：北広環境指令第249号

許可年月日：令和 5年 9月 12日

許可の有効期限：令和 7年 9月 11日

許可対象一般廃棄物：木くず・刈草・すき取り物

一般廃棄物収集運搬業（北広島市）

許可番号：北広環境指令第248号

許可年月日：令和 5年 9月 12日

許可の有効期限：令和 7年 9月 11日

許可対象一般廃棄物：木くず・刈草・すき取り物

3. 施設及び処理の状況

・産業廃棄物収集運搬業

車両登録番号	車体形状	最大積載量	H 2 7 排ガス 対応	低燃費 対応	車 両 寸 法 (長さ×幅×高さ、単位mm)
札幌 100 つ 1039	ダンプ	3,400 kg	×	×	5990 × 2410 × 2110
札幌 100 は 7814	ダンプ	8,700 kg	○	○	7770 × 2490 × 3270
札幌 100 は 8057	ダンプ	8,600 kg	○	○	7780 × 2490 × 3280
札幌 100 は 8396	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8397	ダンプ	9,100 kg	○	○	7770 × 2490 × 3500
札幌 100 は 8945	ダンプ	7,000 kg	○	×	9100 × 2480 × 3500
札幌 100 て 2167	キャブオーバ	2,000 kg	○	○	6140 × 2180 × 2250
札幌 100 は 9607	キャブオーバ	11,700 kg	○	○	11960 × 2490 × 3460
札幌 100 ひ 138	ダンプ	9,700 kg	○	○	9150 × 2490 × 3080
札幌 130 さ 1732	キャブオーバ	7,300 kg	○	○	9820 × 2470 × 4090
札幌 100 は 6658	ダンプ	6,300 kg	×	×	9280 × 2490 × 3560

項 目	台 数	割合 ※小数点以下 四捨五入
全車	11	100%
低排出ガス認定車 (平成17年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車)	9	82%
燃費基準達成車 (平成27年燃費基準達成車)	8	73%

・処分業 処理施設

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
がれき類、金属くずの破碎施設	がれき類・金属くず	破碎	3 6 0 t / 日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 1 6 1 . 3 6 t / 日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 1 0 9 . 0 4 t / 日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 4 2 1 . 7 6 t / 日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 2 8 4 . 9 6 t / 日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	がれき類 8 4 1 . 3 6 t / 日
			ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 5 6 8 . 4 8 t / 日
がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	がれき類・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	3 9 0 . 7 2 t / 日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	1 6 0 t / 日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	1 4 8 t / 日
木くずの破碎施設	木くず	破碎	5 3 4 . 0 8 t / 日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 2 6 . 2 2 t / 日
			紙くず 2 4 . 6 7 t / 日
			木くず 1 5 4 . 2 4 t / 日
			繊維くず 2 9 . 3 t / 日
廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・繊維くず	破碎	廃プラスチック類 7 2 . 7 t / 日
			紙くず 5 4 . 7 4 t / 日
			繊維くず 4 7 . 0 4 t / 日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設	廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎	廃プラスチック類 3 . 2 6 t / 日
			木くず 3 . 8 4 t / 日
			繊維くず 3 . 6 4 t / 日
			ゴムくず 4 . 8 t / 日
			金属くず 1 0 . 7 5 t / 日
			紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード） 3 . 1 6 t / 日

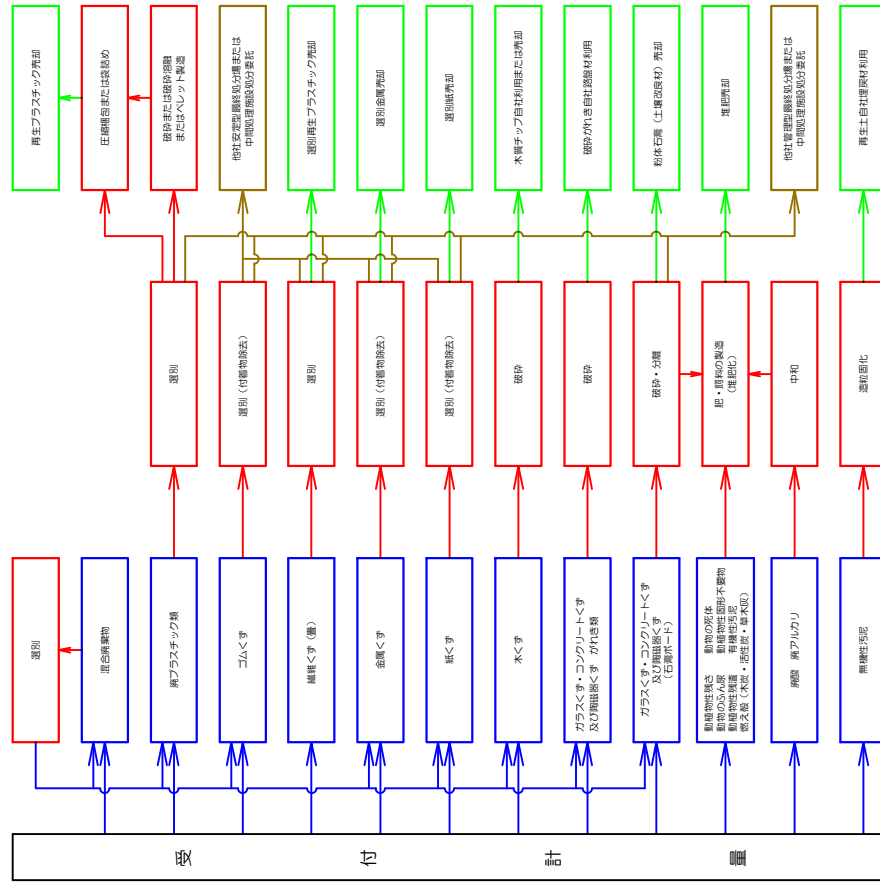
処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.73 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.32 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	2.84 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	4 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	3.2 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	40 t／日
廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類	破砕	0.312 t／日
廃プラスチック類、繊維くずの破砕施設	廃プラスチック類・繊維くず	破砕	廃プラスチック類 0.72 t／日
			繊維くず 7.2 t／日
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	80 t／日
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	40 t／日
廃プラスチック類の圧縮施設	廃プラスチック類	圧縮	14.9 t／日
廃プラスチック類、紙くずの圧縮施設	廃プラスチック類・紙くず	圧縮	廃プラスチック類 9.6 t／日
			紙くず 4.7 t／日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破砕・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破砕・分離	33 t／日
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）の破砕・分離施設	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、紙くず（廃石膏ボード）	破砕・分離	76.8 t／日
廃酸、廃アルカリの中和施設	廃酸・廃アルカリ	中和	3.6 t／日

処理施設の種類	処理する産廃の種類	処理方式	処理能力
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	4 0 . 8 m ³ ／日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	1 9 . 2 m ³ ／日
動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くずの肥料製造施設	動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、汚泥（有機性汚泥に限る）、燃え殻（木炭、活性炭、草木灰に限る）、紙くず	肥料製造	3 5 m ³ ／日
動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）の飼料製造施設	動植物性残さ、汚泥（有機性汚泥に限る）、動物の死体、動物系固形不要物、木くず（抜根、伐木に限る）、燃え殻（草木灰に限る）	飼料製造	2 . 2 t／日
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の選別施設	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	選別	1 0 0 t／日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	1 9 2 t／日
汚泥（無機性汚泥に限る）の造粒固化施設	汚泥（無機性汚泥に限る）	造粒固化	3 2 0 m ³ ／日
廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）の破碎・熔融施設	廃プラスチック類（発砲スチロールに限る）	破碎・熔融	0 . 4 t／日
廃プラスチック類のペレットの製造（破碎・熔融・造粒施設）	廃プラスチック類	破碎・熔融・造粒	0 . 3 1 2 t／日
油水分離（廃油）	廃油	油水分離	9 . 8 m ³ ／日

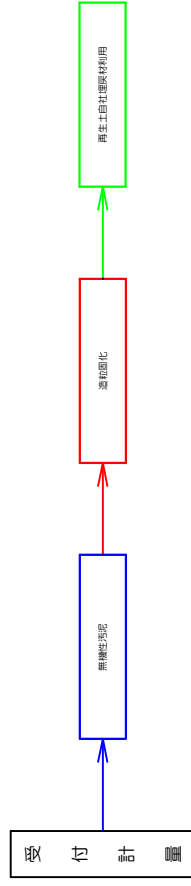
施設の種類	設 置 場 所	種 類	保管上限 (m ³)	高 さ (m)	面 積 (m ²)
保管場所 1	千歳市祝梅 7 5 5 番 5	がれき類 金属くず	5 1 8 3	6. 5	1 8 2 0
保管場所 2	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	7 1 1	3. 1	3 6 7. 2
保管場所 3	千歳市中央 2 9 8 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ がれき類	6 5 0 6. 6	7. 5	2 0 5 2. 2
保管場所 4	千歳市中央 2 9 8 番 1	木くず	2 3 7 5. 4	6. 0	9 9 0
保管場所 5	千歳市中央 2 9 8 番 1	木くず（天然木に限る）	3 7 2 7. 3	6. 0	1 5 3 1. 0
保管場所 6	千歳市中央 2 9 8 番 1	汚泥（無機性汚泥に限る）	1 0 5. 0	3. 0	3 5. 0
保管場所 7	千歳市中央 2 9 8 番 1	汚泥（無機性汚泥に限る）	1 0 5. 0	3. 0	3 5. 0
保管場所 8	千歳市中央 2 9 8 番 1	汚泥（無機性汚泥に限る）	8 1. 9	1. 9 5	4 2. 0
保管場所 9	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	2 2. 7	(屋内保管)	4 5
保管場所 1 0	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	7 3 0. 3	2. 7	4 9 8. 5
保管場所 1 1	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	1 5 1. 0	3. 0	1 4 8. 0
保管場所 1 2	千歳市中央 6 9 0 番 1	廃プラスチック類	4 6. 0	2. 0	7 0. 0
保管場所 1 3	千歳市中央 6 9 0 番 2 7 千歳市中央 6 9 0 番 3 4 千歳市中央 6 9 0 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず（石膏ボード）	2 2. 4	1. 6	2 2. 3 6
保管場所 1 4	千歳市中央 6 9 0 番 1 6	混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、 繊維くず、ゴムくず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び 陶磁器くず）	7. 4 2	1. 1	2 0. 2 5
保管場所 1 5	千歳市中央 6 9 0 番 1 6 千歳市中央 6 9 0 番 1 7	混合廃棄物（廃プラスチック類・ 紙くず・木くず・繊維くず・ ゴムくず・金属くず・ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず・ がれき類）	1 0 8. 9	1. 9	1 3 6
保管場所 1 6	千歳市中央 2 9 8 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず（石膏ボード）	6 4. 4 5	(屋内保管)	3 8. 3 6
保管場所 1 7	千歳市中央 6 9 0 番 1 7	紙くず	8 3	2. 4 9	1 0 0
保管場所 1 8	千歳市中央 2 5 3 8 番 1	廃プラスチック類	4 7. 5	0. 8 7	1 6 3. 8 5
保管場所 1 9	千歳市中央 2 5 3 8 番 1	廃プラスチック類	1 0 1. 4	1. 9	1 6 0. 2
保管場所 2 0	千歳市中央 2 5 3 8 番 1	廃プラスチック類	1 3 0	2	1 9 5. 0 4
保管場所 2 1	千歳市中央 2 9 8 番 1	廃酸	2 2. 3	(容器保管)	2 1. 8
保管場所 2 2	千歳市中央 2 9 8 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ 紙くず（石膏ボード）	5 8 8. 9	(屋内保管)	1 7 7. 4 3
保管場所 2 3	夕張郡長沼町字幌内 1 7 2 0 番 6	木くず	7 6 6	5	4 4 0
保管場所 2 4	恵庭市盤尻 4 4 番	汚泥（無機性汚泥に限る）	7 5	2	3 7. 5
保管場所 2 5	恵庭市盤尻 4 4 番	汚泥（無機性汚泥に限る）	4 3	1. 5	2 8. 7
保管場所 2 6	北広島市西の里 9 0 1 番 1	汚泥（無機性汚泥に限る）	9 4. 2	1. 7	5 5
保管場所 2 7	北広島市西の里 9 0 1 番 1	木くず（天然木に限る）	1 5 8 5	5. 2	7 6 5
保管場所 2 8	北広島市西の里 9 0 1 番 1	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず・ がれき類	1 3 9 6	5. 0 7 5	5 9 8

- 事業場の処理工程

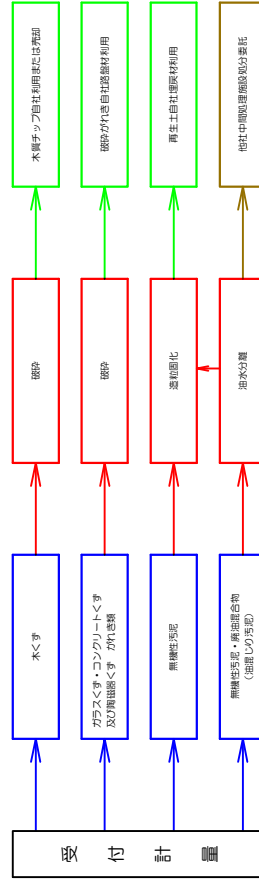
所業事歲千



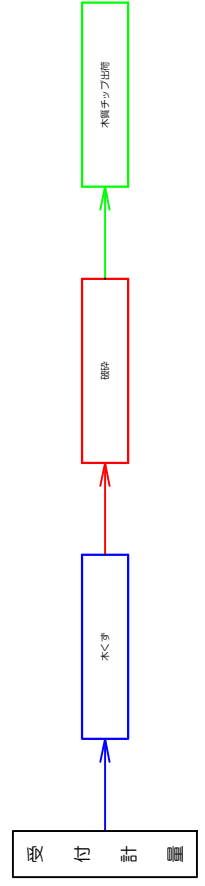
恵庭事業所



北広島事業所



長沼事業所



4. 処理実績

・収集運搬の実績

(令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 9 月)

	5/10	5/11	5/12	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	合 計
混合廃棄物	13	21	25	5	13	15	22	25	32	30	19	28	248
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	2	2	4	2	5	2	4	4	2	4	2	2	35
廃プラスチック類	73	118	19	9	12	19	15	25	211	20	16	14	551
木くず	84	129	39	113	17	18	152	129	25	109	252	101	1,168
がれき類	14	147	37	8	9	10	33	20	16	374	70	78	816
紙くず	3	6	3	3	4	6	7	4	0	6	7	3	52
金属くず	1	2	1	3	1	2	0	0	0	3	12	4	29
動植物性残さ	11	34	34	24	31	21	30	40	65	62	46	51	449
有機性汚泥	211	198	209	220	190	299	504	523	498	564	510	455	4,381
石膏ボード	1	1	2	1	1	2	2	6	5	7	12	11	51
無機性汚泥	4	9	6	0	0	0	272	37	0	4	0	3	335
合 計	417	667	379	388	283	394	1,041	813	854	1,183	946	750	8,115

・中間処理の実績

(令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 9 月)

	5/10	5/11	5/12	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8	6/9	合 計
混合廃棄物	120	129	99	42	69	57	73	113	74	81	64	73	994
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	28	37	16	14	19	21	42	23	16	32	13	22	283
廃プラスチック類	194	206	73	36	62	79	80	74	265	136	63	71	1,339
木くず	226	419	188	164	73	134	238	371	360	446	337	432	3,388
がれき類	1,216	1,138	842	298	385	1,094	664	641	415	920	499	1,399	9,511
紙くず	3	6	10	17	17	20	32	36	37	42	26	31	277
金属くず	1	5	3	4	2	2	1	0		4	15	4	41
動植物性残さ	114	137	178	209	265	257	273	265	256	276	300	279	2,809
有機性汚泥	258	262	283	265	237	355	579	609	566	680	575	566	5,235
石膏ボード	363	308	296	194	307	226	268	231	185	204	193	181	2,956
無機性汚泥	310	637	214	23	72	508	509	341	405	436	105	337	3,897
合 計	2,833	3,284	2,202	1,266	1,508	2,753	2,759	2,704	2,579	3,257	2,190	3,395	30,730

リサイクルファクトリー株式会社

環境経営方針

当社は、私達を育んだ、水と森の地球に感謝し地球に優しい企業活動を行う事、大地が生んだ万物を大地に返す、完全リサイクル化を企業理念としています。

そのような自覚のもとに、産業廃棄物の適正処理、またそのリユースを含めたリサイクル率の向上を追求し、包括的な観点から合理的な環境配慮の努力を実践します。

次に要綱を示します。

- ・地球環境の健全化に資する企業であることを誓います。
- ・リサイクル率の向上・環境負荷低減の為に、様々な施策を考案し、実行に移します。
- ・コンプライアンスを最優先とし、廃掃法等の、事業に関連する法規に従います。
- ・環境経営を継続的に行い、改善を図ってきます。
- ・社員の環境に対する意識の向上に努め、環境に関する取り組みの結果を社会に公表します。

要綱を具体化するための目標を掲げ、以下の事柄を重点的に取組んでいきます。

- ・処分場周辺的美観向上及び緑化を推進します。
- ・省エネ型リサイクルの推進及び廃棄物の資源化方法の研究開発を継続的行っていきます。
- ・エネルギー（電気・軽油・ガソリン）使用量の削減をします。
- ・行政からの不利益処分ゼロを維持します。
- ・インターネットにより「環境経営レポート」を公表し、年に1回更新します。

令和4年5月1日

リサイクルファクトリー株式会社

代表取締役 本村 信人

IV. 環境経営目標

中長期の環境目標を次の通り定める。

	項 目	基 準 値	目 標 値		
		(令和5年度実績)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)
削減目標	二酸化炭素排出量 (kg)	638,608.48	632,222.40	625,900.17	619,641.17
	電気使用量 (kWh)	268,368.00	265,684.32	263,027.48	260,397.20
	灯油 (ℓ)	15,874.50	15,715.76	15,558.60	15,403.01
	ガス使用量 (m³)	24.00	24.00	24.00	24.00
	ガソリン (ℓ)	7,237.65	7,165.27	7,093.62	7,022.68
	軽油 (ℓ)	177,297.58	175,524.60	173,769.36	172,031.66
	水道使用量 (m³)	199	199	199	199
	一般廃棄物排出量 (kg)	203	203	203	203

- ・ 中長期目標は令和5年度の値を基準値とする。
- ・ 購入電力のCO₂排出係数は日本テクノ株式会社の2022年度実績値（0.465）を使用

V. 環境経営計画

期間： 令和 5 年 10 月 ～ 令和 6 年 9 月

項 目	主な使用又は排出の内容	取 組 人 員	活 動 計 画 （ 取 組 み ）	目 標
軽油の節約	・ 処理施設・重機の稼働	・ 現業員	・ 必要以上のアイドリングをしない	基準期間 (令和4年度) 比で1%の削減
	・ 構内運搬車輛の使用	・ 代表責任者	・ 新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動 停止装置が付いたものにする	
	・ 収集運搬車輛の使用	・ 事務員	・ 必要以上のアイドリングをしない ・ エコドライブを実践する	
電気の節約	・ 処理施設の稼働	・ 現業員	・ 施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る	基準期間 (令和4年度) 比で1%の削減
	・ 処理施設・事務所・休憩室の 照明	・ 事務員・現業員	・ 終業時に照明の消し忘れをしない ・ 必要箇所以外の照明をしない	
	・ パソコン等事務機器の使用 ・ 事務所の冷房	・ 事務員	・ 使用時以外は電源を切る ・ 過剰な冷房をしない（28℃を目安）	
ガソリンの 節約	・ 乗用車の使用	・ 事務員	・ 必要以上のアイドリングをしない ・ エコドライブを心掛ける	基準期間 (令和4年度) 比で1%の削減
灯油の節約	・ 堆肥化施設のエアレーション	・ 現業員	・ 現状維持	基準期間 (令和4年度) 比で1%の削減
	・ 事務所・休憩室の暖房	・ 事務員・現業員	・ 過剰な暖房をしない（20℃を目安）	
ガスの節約	・ 事務所の給湯	・ 事務員	・ 必要時以外は使用しない	基準期間 (令和4年度) 値維持
水道水の節約	・ 飲用 ・ トイレの洗浄	・ 事務員	・ 必要時以外は使用しない	基準期間 (令和4年度) 値維持
二酸化炭素の 排出抑制	・ 上記化石燃料・電気の使用による	・ 代表責任者 ・ 事務員 ・ 現業員	・ 上記取組みを行う	基準期間（令和4年度）の 受入総産業廃棄 物単位当たり消費量 1%の削減
一般廃棄物の 排出抑制	・ ペットボトル・弁当ガラ	・ 事務・現業員	・ ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。	基準期間 (令和4年度) 値維持
	・ 廃棄事務書類	・ 事務員	・ 裏紙を再使用する	
	・ 場内清掃時のゴミ			
受入産業 廃棄物の リサイクル率向上		・ 代表責任者	・ 新たなリサイクル方法を考案・提案する	90%以上 (管理目標)
		・ 現業員	・ 新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し	
		・ 事務員	その為の許可申請を行う	
美観の向上		・ 代表責任者・現業員	・ 自社敷地内に植樹をする	100本（管理目標）
		・ 事務員・現業員	・ 自社の周辺を清掃する	概ね1回／月（管理目標）

VI. 環境目標の実績

令和5年10月から令和6年9月までの実績を以下に示す。

・資源・エネルギーの使用量と自社廃棄物の排出量

項 目	基 準	目 標		令 和 5 年 度 実 績		
	令和4年度値	削減係数	目標値	実績値	目標差	基準年からの増減率
電気使用量 (kWh)	250,844.00	1%	248,335.56	268,368.00	20,032.44	6.99
灯油 (ℓ)	18,037.60	1%	17,857.22	15,874.50	-1,982.72	-11.99
ガス使用量 (m³)	23.90	0%	23.90	24.00	0.10	0.42
ガソリン (ℓ)	6,770.59	0%	6,770.59	7,237.65	467.06	6.90
軽油 (ℓ)	165,555.22	1%	163,899.67	177,297.58	13,397.91	7.09
水道使用量 (m³)	140	0%	140	199	59	42.14
一般廃棄物排出量 (kg)	195	0%	195	203	8	4.10

・温室効果ガスの総排出量

	基 準	目 標		令 和 5 年 度 実 績		
	令和4年度値	削減係数	目標値	実績値	目標差	基準年からの増減率
二酸化炭素排出量 (kg)	609,310.80			638,608.48		4.81
売上高(万円)	68,081			74,592		9.56
単位当たり排出量	8.95			8.56		-4.34
廃棄物の受入量(t)	28,815			30,730		6.65
単位当たり排出量	21.15	1%	20.93	20.78	-0.15	-1.72
従業員数	29			32		10.34
単位当たり排出量	21,010.72			19,956.52		-5.02

※購入電力のCO₂排出係数は、令和4年度については日本テクノ株式会社の2021年度実績値(0.484)

を使用、令和5年度については、日本テクノ株式会社の2022年度実績値(0.465)を使用。

VII. 環境経営計画の取組結果の評価

- ・電力使用量は１％の削減目標に対し、６．９９％増加し、目標達成とはならなかった。
影響した要素を鑑みては、しばらく休止中であった発酵舎２号棟の電動の攪拌機が、４月頃より再稼働したという要素が挙げられた。
- ・灯油使用量は１１．９９％削減し、目標を達成した。
- ・ガスの使用量は０．４２％増加し、僅かだが目標を達成しなかった。
事務員の増加が要因として挙げられるが、給湯室の節約をより徹底していく。
- ・ガソリン使用量は６．９％増加し、目標を達成しなかった。
営業員の増員に伴い、営業車を増やした影響が考えられるが、依然エコドライブの協力を求めている。
- ・軽油の使用量は７．０９％増加し、目標達成しなかった。
廃棄物受け入れ量も前年より６．６％ほど増えているが、一部過剰なアイドリングも報告されており、より作業員への周知徹底を図っていく。
- ・水道使用量は４２．１４％の大幅増加で、目標達成しなかった。
大幅増加した要因を探っては、昨年４月に外国出身の住み込みの従業員が２人から４人に増えており、彼らが浴室・トイレ等で使用する水が大きな要因と判断した。
- ・一般廃棄物排出量は４．１％の増加となり、目標を達成しなかった。
これも人員の増加が要因として考えられるが、一層のごみの分別の徹底をはかる。
- ・温室効果ガスの総排出量は基準値に対して４．８１％増加したが、目標の廃棄物受入量あたりの排出量は１．７２％減少し、目標を達成した。

管理目標項目

- ・受入れ産業廃棄物のリサイクル率
今年度は総受入量３０，７３０ｔに対して、再生資源化量２８，６７５ｔ、リサイクル率約９３％であった。
- ・美観の向上
今年度も引き続き植樹１００本を行い、敷地内外の清掃も目標通り履行した。

VIII. 次期環境経営計画

期間： 令和 6 年 10 月 ～ 令和 7 年 9 月

項 目	主な使用又は排出の内容	取 組 人 員	活 動 計 画 （ 取 組 み ）
軽油の節約	・ 処理施設・重機の稼働	・ 現業員	・ 必要以上のアイドリングをしない
	・ 構内運搬車輛の使用	・ 代表責任者	・ 新規に購入する重機類は、タイマー式のエンジン自動停止装置が付いたものにする
	・ 収集運搬車輛の使用	・ 事務員	・ 必要以上のアイドリングをしない ・ エコドライブを実践する
電気の節約	・ 処理施設の稼働	・ 現業員	・ 施設を動かさないときは、メインのブレーカーを切る
	・ 処理施設・事務所・休憩室の照明	・ 事務員・現業員	・ 終業時に照明の消し忘れをしない ・ 必要箇所以外の照明をしない
	・ パソコン等事務機器の使用 ・ 事務所の冷房	・ 事務員	・ 使用時以外は電源を切る ・ 過剰な冷房をしない（28℃を目安）
ガソリンの節約	・ 乗用車の使用	・ 事務員	・ 必要以上のアイドリングをしない ・ エコドライブを心掛ける
灯油の節約	・ 堆肥化施設のエアレーション	・ 現業員	・ 現状維持
	・ 事務所・休憩室の暖房	・ 事務員・現業員	・ 過剰な暖房をしない（20℃を目安）
ガスの節約	・ 事務所の給湯	・ 事務員	・ 必要時以外は使用しない
水道水の節約	・ 飲用 ・ トイレの洗浄	・ 事務員	・ 必要時以外は使用しない
二酸化炭素の排出抑制	・ 上記化石燃料・電気の使用 による	・ 代表責任者 ・ 事務員 ・ 現業員	・ 上記取組みを行う
一般廃棄物の排出抑制	・ ペットボトル・弁当ガラ	・ 事務・現業員	・ ペットボトル・空き缶を分別し、リサイクルに出す。
	・ 廃棄事務書類	・ 事務員	・ 裏紙を再使用する
	・ 場内清掃時のゴミ		
受入産業廃棄物のリサイクル率向上		・ 代表責任者	・ 新たなリサイクル方法を考案・提案する
		・ 現業員	・ 新たなリサイクル方法を実施するための設備を用意し
		・ 事務員	その為の許可申請を行う
美観の向上		・ 代表責任者・現業員	・ 自社敷地内に植樹をする
		・ 事務員・現業員	・ 自社の周辺を清掃する

IX. 環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反・訴訟等の有無

	法 津	概 要	確認状況
廃棄物処理関連法規	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物管理票に関する基準 (記載・管理・保管等)	遵守確認
	〃	産廃排出事業者との契約書締結 (契約委託基準)	遵守確認
	〃	産廃物の適正処理 (廃棄物扱いの変更等)	遵守確認
	〃	産廃保管施設保管基準	遵守確認
	〃	施設の変更等の際の届出書又は 許可申請書提出	都度 届出ている
	〃	事業範囲の変更の際の許可申請	申請事項なし
	〃	産業廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	現在申請中
	〃	一般廃棄物処分業・収集運搬業 許可更新申請書提出	都度 更新している
	〃	産業廃棄物処理実績報告	報告済
	〃	有害物質含有の可能性のある 産業廃棄物の受託契約の際の 成分分析表受領・確認	遵守確認
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律	再生利用事業登録更新申請書提出	期限時 更新している
	騒音規制法（自主準用）	設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	申請なし
	振動規制法（自主準用）	設置許可申請の際の 環境アセスメントに自主準用	申請なし
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)	維持管理記録 (施設の異常等の点検)	遵守確認
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (自主設定基準)	維持管理記録 (産廃処理施設受入量記録)	遵守確認
協定・同意	近隣住民・地元組織（中央連合会）との同意	廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	取付済
	隣接地権者（東千歳駐屯地等）との同意	廃棄物処理施設の設置・変更 の際の同意書取り付け	取付済
	各種施設・車輛・土地の貸与の同意	他社（北海道ケミカル㈱等） との施設等貸与の同意	同意済
その他	計量法	計量機（トラックスケール） の定期検査	検査済
	水質汚濁防止法	油を含む水の地下浸透・流出の事故が 起きた際の知事への届出	事故なし
	道路交通法	積載物の重量・積載方法等の規定	遵守確認
	道路運送車輛法	車輛の大きさ・重量の制限等	遵守確認
	千歳市火災予防条例	チップ（木くず）の保管	遵守確認

・令和6年9月までにおいて、当社では環境関連についての法規違反及び訴訟の事実はありません。

X. 代表者による全体の評価と見直し

評価見直し項目	変更の要否	内 容
環境方針	否	・現状に有効な環境方針であるとする。
環境関連法規の対応	否	・すべての項目について順守していることを確認。
環境目標	否	・現状に適した目標とする。
環境経営計画	否	・特に変更しない。
実施体制	否	・現状の体制を維持する。

XI. その他

1. 事業場の見学等について

事業場の見学等について、ご希望される方におかれましては、お申し込み用の用紙がありますので、FAX等で詳細をご連絡頂きます。まずは電話でご連絡をお願い致します。

2. 環境保全への取組み

- ・エコアクション21認証新規登録（認証・登録番号：0008249）

※平成24年4月26日以降更新継続

- ・北広島事業所では5年前の開業時より柱石や庭石、オブジェ等で庭園づくりを行い、また植樹などを行って周囲の自然との調和を図ってきました。それをさらに推し進め、「季節と人生」をテーマにした庭園づくりを行い、日本一美しい廃棄物処分場を目指します。
- ・自主管理目標として植樹を設定し、自社敷地内の植樹を継続的に行っており、また、月1回程の頻度で自社周辺のゴミ拾い活動を行っております。
- ・営業開始時期や詳しい内容は未定ですが、札幌市白石区に「川下台ガーデンファクトリー」と銘打った廃棄物リサイクル施設を計画中です。景観にも、かなりの力を入れるつもりです。

3. 処理料金について

処理料金は廃棄物の重量（種類によっては体積・個数等）を計って、これに種類ごとに設定された単価を乗じて算出します。種類ごとの単価については、弊社のウェブサイトに掲載されている他、電話・FAXでの対応も致しておりますので、ご相談ください。

弊社ウェブサイト <http://www.r-fact.com/>

電話番号 0123-29-2030